

誘致企業と連携したワーケーション
実証事業委託業務

企画提案審査要領

令和5年5月
県南広域振興局

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「誘致企業と連携したワーケーション実証事業委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査の概要

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「選考委員会」という。）において実施する。
- (2) 選考委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された、別添資料1「企画コンペ実施要領」で定める書類（以下「企画コンペ提案書等」という。）について、4に定める審査基準に基づき、審査を行う。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画コンペ提案書等及び選考委員会でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 選考委員会は、企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、県に報告する。
なお、総得点が同点の場合には、委員において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、選考委員会において企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、委員の評点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

【採点基準】

	10点の項目
非常に優れている	10
優れている	8
問題はない（中位点）	6
やや問題がある（一部修正が必要）	4
問題がある（大幅な修正が必要）	2
採用できない	0

- (4) 選考委員会は、提案内容の詳細の再確認を要すると認められる場合等により、選考委員会の開催日において順位の決定又は(3)に定める評価の決定に至らなかった場合には、後日、再度審査を行い、順位等を決定する。この場合、持ち回りによって審査、決定することもできるものとする。
- (5) 選考委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して、県に報告するものとする。
- (6) 選考委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に、郵送により書面で通知する。

4 審査基準

審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点	
業務内容	内容	・メニュー内容が、「南いわて型ワーケーション」として適切か。	10	80
		・参加者が、県南圏域の魅力を感じることができる内容になっているか。	10	
		・SNS等発信が、県南圏域の魅力を伝える効果的な方法になっているか。	10	
		・管内事業者と連携し、管内事業者のメニュー造成支援や、地域への経済効果の拡大につながる内容になっているか。	10	
		・持続可能性のある事業構築になっているか。	10	
	計画性	・事業のスケジュールは妥当か。	10	
	事業効果	・本業務の目的を達成するのに適切かつ効果的なものか。	10	
検証	・ワーケーションメニューのノウハウの蓄積等、県内誘致企業でのワーケーション実施に向けて資する分析ができるか。	10		
業務を適正かつ確実に履行する能力を有していること	業務遂行能力	・提案内容を確実に履行できる能力・執行体制か。 ・本業務に類する業務実績が良好であるか。	10	20
	費用積算内訳書	・事業実施にあたり事業費の増減が生じないよう積算内容（単価や数量）が妥当であるか。	10	
合 計			100	